

JSH減塩食品リスト掲載申請書をご提出いただいた皆様へ

JSH減塩食品リスト事務局

JSH減塩食品リスト掲載申請をされた製品（対照品含む）の官能評価用サンプルの送付について

この度は、第24回 JSH 減塩食品リスト掲載募集にご応募いただきありがとうございました。さて今回、「新規申請」もしくは「修正申請で官能再評価が必要」と通知を受けた製品は、官能評価用のサンプルとして、減塩品と対照品のサンプルをご送付いただきたく、以下の通りご案内申し上げます。尚、このサンプル送付については、申請書類に関する審査結果を踏まえて通知するものではありませんので予めご了承ください。（書類審査結果が不可の場合は官能評価を実施しない場合があります）また「修正申請で官能再評価が必要」の通知は、「再評価が必要」である場合に限り、2025年8月19日（火）までに JSH 減塩食品リスト事務局より企業窓口責任者宛てに電子メールで通知します。

記

1. 対象製品

- ①第24回 JSH 減塩食品リスト掲載申請において「新規申請」で申請した製品
(但し、品質が過去に官能評価したものと同一である場合もしくは同一と見なせる場合は官能評価の対象製品より除外する。またその場合は「修正申請で官能再評価が必要」の通知と同一期日までに通知する)
②第24回 JSH 減塩食品リスト掲載申請において「修正申請で官能再評価が必要」と通知を受けた製品

2. 提出先

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-28-8 日内会館 2階 特定非営利活動法人 日本高血圧学会内
JSH 減塩食品リスト事務局 電話番号 03-6801-9786

3. JSH 減塩食品リスト事務局への到着指定日

2025年8月27日（水）午前中（指定日・指定時間帯以外は受理いたしません）

4. 提出物

官能評価用サンプル・・・減塩品と対照品各 5 個（30g 以下の小容量製品は各 10 個を送付）
【留意事項】相対表示の比較対象品（対照品）が日本食品標準成分表である場合は、対照品と同類同等レベルの自社品を送付すること。また専用ファイル（※）を使用して、送付するサンプルの説明資料（電子ファイル）を作成し、2025年8月21日（木）午前中までに JSH 減塩食品リスト事務局（genen@jpnsh.jp）にご提出ください。

（※）【JSH 減塩食品リスト掲載申請者向け】官能評価用サンプルの説明資料と貼付ラベル（会社名）

5. 官能審査用サンプルの送付方法等について

- ①専用ファイル（※）のシート名「サンプル送付時の貼付ラベル例」を利用して、官能評価用サンプルを梱包する段ボール等に貼付するラベルを作成すること
②送付物は温度帯別に梱包し発送すること。なお、瓶類や包装がデリケートなものは、個装ごとに運送上のリスクを配慮して梱包してください（瓶などが割れたり、小袋包装のノッチが切れて中身が漏れたりしないようにご配慮願います。また事務局からは審査員への2次配送を行いますのでご配慮ください。尚、サンプルが正規の状態で届かない場合は、官能評価が実施できませんが、官能評価の日程は決まっておりますので、サンプルの再配送の依頼は致しません）
③賞味期限は2025年9月1日以降の製品を送付すること（賞味期限の極めて短いものはメールで事前相談ください。また製品品質が変化しないことを条件として解凍後の賞味期限をつけての冷凍送付を可とします）。尚、送付されたサンプルは官能評価を行わない場合でもご返却は致しませんので予めご承知おきください

以上